

愛知県の新たな公会計制度

～公会計とマネジメントプロセスの一体改革～

平成25年3月

愛 知 県

はじめに

愛知県では、財政の健全化や分権・協働型社会の実現といった重要課題に対応していくため、平成 22 年 2 月に「愛知県第五次行革大綱」を策定し、さらに、平成 23 年 12 月には、「第五次行革大綱」を深掘りした「行革大綱に係る重点改革プログラム」を公表し、歳入確保や歳出削減など、更なる行財政改革に取り組んでいる。

世界経済の減速等を背景に、景気の先行きは依然として不透明な状況にある中、県債残高は増加の一途をたどり、平成 24 年度末の一般会計残高は 4 兆 9,994 億円に達する見込みとなっている。県民 1 人当たりになると 68 万 8,320 円となる。これ以上、将来世代に大きなつけを残すことのないよう、世代間の税負担の衡平性を踏まえた持続可能な財政運営の早期実現を図る必要がある。

これまで本県では、効率的・効果的な行財政運営を目指し、民間企業の経営手法を活用した NPM(ニューパブリックマネジメント)の概念に基づき、行政評価や公会計改革に取り組んできたが、自主自立した自治体経営を実現するためには、行政経営の視点を一層強化し、PDC A サイクルを有効に機能させていくことが必要である。

このため、本県では、複式簿記・発生主義による公会計制度を新たな経営ツールとして導入するとともに、行政評価や予算編成といったマネジメントプロセスの一体改革に取り組むこととした。複式簿記・発生主義会計は、一部の自治体で導入がなされているが、財務諸表を行政評価や予算編成といったマネジメントプロセスに有機的に連携させる仕組みを構築するという取り組みは、自治体初の試みである。

新たな公会計制度の検討を部局横断的に行うため、平成 22 年 4 月に「新公会計整備検討会議」を設置し、既に複式簿記・発生主義会計を導入している東京都・大阪府の協力や専門家の助言を得ながら検討を進めてきた。

新たな公会計制度の導入は、複式簿記・発生主義会計を取り入れ、効果や効率性、さらには将来にわたるフルコストを踏まえた業績評価や事業計画の検証・見直しの取り組みを通じて、職員のコスト意識を醸成し、持続可能な行財政運営の実現を目指すものである。

目 次

第1	背景	1
第2	複式簿記・発生主義会計の意義と導入目的	2
1	複式簿記・発生主義の意義	2
2	新たな公会計制度導入の目的	2
(1)	アカウントビリティの充実	2
(2)	マネジメントへの活用	2
第3	アカウントビリティの充実に向けた財務諸表の活用	3
第4	マネジメントサイクルの確立と財務諸表の活用	3
1	マネジメントサイクルの現状と課題	3
2	マネジメントプロセスの改革	4
(1)	管理事業の新設	4
(2)	施策体系の見直し	6
(3)	行政評価制度の見直し	7
(4)	予算編成過程の見直し	9
3	財務諸表の分析・活用	11
(1)	指標・経年比較による分析手法	11
(2)	資産マネジメントの実践	14
第5	愛知県の新たな公会計制度の概要と特徴	15
1	制度設計の特徴	15
2	財務諸表の体系	15
(1)	貸借対照表	15
(2)	行政コスト計算書	16
(3)	キャッシュ・フロー計算書	17
(4)	純資産変動計算書	18
(5)	注記	18
(6)	附属明細表	18
3	財務諸表の作成単位	18
4	会計期間	19
5	資産の計上範囲・基準等	19
(1)	資産の計上範囲	19
(2)	固定資産の評価基準	20

(3) 減価償却	2 1
(4) 仮勘定の取り扱い	2 2
(5) 減損会計の適用	2 2
6 会計基準等の体系	2 3
第6 会計処理	2 4
1 システムの整備	2 4
(1) 財務システム	2 4
(2) 予算編成支援システム	2 5
(3) 資産管理システム	2 5
2 決算整理	2 7
(1) 決算整理の目的	2 7
(2) 決算整理の主な作業項目	2 7
第7 今後の取り組み課題	2 9
1 職員のマネジメント力の強化	2 9
2 資産マネジメントの実践手法の具体化	2 9
3 新たな公会計制度の普及	2 9

【参考資料】

- 資料1 愛知県財務諸表作成基準
- 資料2 固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）
- 資料3 固定資産取扱要領（物品）
- 資料4 管理事業一覧
- 資料5 検討経緯
- 資料6 研修実施状況
- 資料7 導入スケジュール

第1 背景

これまで本県では、県民等に対するアカウンタビリティの充実を図るため、企業会計的な手法を取り入れ、貸借対照表などの財務書類を作成する公会計改革の取り組みを進めてきた。

《これまでの取り組み》

- | | |
|---------------|---|
| ・ 平成 11 年度決算～ | 「普通会計バランスシート」を作成・公表 |
| ・ 平成 12 年度決算～ | 上記に加え、「普通会計行政コスト計算書」及び公営事業会計を含めた「県全体のバランスシート」を作成・公表 |
| ・ 平成 16 年度決算～ | 上記に加え、第三セクターまで含めた「連結バランスシート」を作成・公表 |
| ・ 平成 20 年度決算～ | 普通会計、県全体、連結ベースで財務書類 4 表（「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」）を作成・公表 |

企業会計的手法を用いて財務情報を公表する取り組みは、一般に分かりにくいとされる官庁会計の情報を分かりやすく説明するという点で、有益なものと考えられる。

平成 20 年度決算から作成している財務書類は、総務省から示された二つの新地方公会計モデル（「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」）のうち、「総務省方式改訂モデル」に基づき作成している。「総務省方式改訂モデル」は、それ以前の作成方法（総務省方式）と同様に、決算統計の数値を元に簡便に作成できることから、本県を始め多くの自治体が採用しているが、決算統計が開始された昭和 44 年度より前に取得した資産の価額が貸借対照表に計上されず、また複式簿記によらずに作成する方法であることから、数値の信頼性や検証可能性の面で課題がある。

一方で、「基準モデル」は決算統計の数値の組み替えではなく、企業会計と同様に複式簿記により作成する方法であるため、導入時には固定資産台帳やシステムの整備が必要となるが、より精緻な財務諸表の作成が可能となる。

「基準モデル」に移行する自治体が徐々に増え始め、さらに、東京都の独自モデルのように本格的な複式簿記・発生主義会計を導入する動きもある中で、本県においても複式簿記・発生主義会計の導入の必要性・有効性について検討を行ってきた。

そして、平成 22 年 2 月に策定した「愛知県第五次行革大綱」の取組事項として複式簿記・発生主義会計の導入を掲げ、より精緻な財務諸表を作成し、マネジメントへの活用を目指すこととした。

第2 複式簿記・発生主義会計の意義と導入目的

1 複式簿記・発生主義会計の意義

現行の官庁会計は、税の配分（支出）を定めた予算による、行政の統制を重視し、予算執行の適正確保に適した単式簿記・現金主義会計を採用している。単式簿記・現金主義会計は、議決を得た予算の執行状況を正確に表すという点においては優れた会計処理方式ではあるが、収入・支出という現金取引のみが把握され、現金収支に関わりのない取引は把握されない。このため、予算書や決算書についても収支のみの計算書に過ぎず、

- ① スtock情報（建物や道路などの資産や借金の情報）が得られない
- ② 減価償却費などのフルコスト情報が把握できない
- ③ 貸付金や収入未済に関する不納リスクが見えない

など、財政状態を適切に把握することができず、これらが現行の官庁会計の問題点として指摘されている。例えば、土地の取得のための地方債（借入金）は、予算書や決算書には借金ではなく県債という「収入」として記載される。また、土地の取得費は「支出」として記録されるが、財産の情報としては取得価額ではなく面積が記載されるだけである。

一方、複式簿記・発生主義会計では、取引や事象が発生した時点で収益や費用を認識し、全ての取引を原因と結果の2面から記録し、ストック情報やコスト情報を一覧で表示する。当期に投じられた行政サービスの価値や将来世代に残す財産・負担を、貨幣価値により正確かつ体系的・網羅的に把握することが可能となるものであり、現行の官庁会計を補完し、会計情報を適切に把握するためには複式簿記・発生主義会計の導入が不可欠である。

2 新たな公会計制度導入の目的

(1) アカウンタビリティの充実

地方自治体は、納税者である県民に対し、付託されている経済資源の管理・運用を適切に行ったことについて明瞭に説明すべき公的説明責任を負っている。会計の大きな目的の一つは、アカウンタビリティであり、情報の利用者が、経済的・社会的及び政治的意思決定をするときに役立つ情報を提供することにある。また、公会計における財務情報の利用者は、納税者である県民、議会、地方債の買い手である投資家等であり、提供される情報は官庁会計の知識がなくても理解できるものでなければならない。

このため、現行の官庁会計では見えにくいストック情報やフルコスト情報を、より精緻に把握し、分かりやすく開示することで、行財政の信頼性・透明性を高め、県民や議会、投資家等に対する説明責任の充実を図る。

(2) マネジメントへの活用

会計のもう一つの大きな目的は、経営管理に有効な情報を提供することにある。効率的・効果的な行財政運営を行うためには、ストック情報やフルコスト情報を適切に把握し、その情報の分析・評価を通じて事業の見直しを図ることが重要である。このため、財務情報の分析・検証に基づく事業の評価結果を、予算にフィードバックさせるPDCAサイクルの仕組みを確立し、マネジメントにおいて財務諸表の活用を図ることで、行財政の効率化や持続可能な財政運営の実現を目指す。

第3 アカウンタビリティの充実に向けた財務諸表の活用

アカウンタビリティの充実を図るため、財務諸表の情報を有効に活用し、県民や議会、投資家等に対して分かりやすく有益な情報を提供していく。

① 議会における決算審査資料の充実

決算情報を補完し、議会における決算審査の充実を図るため、従来の歳入歳出決算書、決算に関する付属書、決算に関する報告書の参考資料として、部局別、会計別、各会計合算財務諸表を活用し、公的説明責任の充実を図る。

② 財政状況に関する公表資料の充実

県の財政状況に関する公表資料を充実させ、県民や投資家などの利害関係者等に対し、ホームページへの掲載やIR（インバスター・リレーションズ）活動などを通じて有益な情報を分かりやすく提供していくことで、説明責任の充実を図る。

③ 分析指標の活用

財務情報に基づく分析指標を活用し、事業、施設、サービス毎の収支状況や単位当たりコストなど、客観的でより分かりやすい説明を行うことで、説明責任の充実を図る。（分析指標はマネジメントにおいても活用を図る。（11～13頁参照））

第4 マネジメントサイクルの確立と財務諸表の活用

複式簿記・発生主義会計の導入により得られる財務情報を、マネジメントに有効に活用していくためには、行政評価や予算編成といったマネジメントプロセスを見直し、財務情報を活用したPDCAサイクルを確立する必要がある。このため、新たな公会計制度の導入に合わせてマネジメントプロセスの改革に取り組む。

1 マネジメントサイクルの現状と課題

本県では、「県民の視点に立った成果重視の県政への転換」「効率的で質の高い県政の実現」「県民に対する説明責任の全う」「職員の意識改革」を目的として、施策や事務事業を対象に評価を行う行政評価制度を導入している。こうした目的を掲げているものの、実体としてはPDCAサイクルがうまく機能しているとは言い難いのが現状である。

現状の課題を解決し、PDCAサイクルを有効に機能させるためには、次のとおり「フルコスト情報の把握」と「マネジメントに適した共通単位の設定」が不可欠である。

① フルコスト情報の把握

行政評価や予算編成の過程における分析・検証等において、財務情報を有効に活用するためには、現行の官庁会計では把握が困難な、減価償却費や地方債利息などを含めた事業のフルコストを把握する必要がある。

② マネジメントに適した事業単位の設定

マネジメントを効率的・効果的に実践するためには、組織の目的に応じた適切な規模で事業を把握・管理する必要がある。現状のマネジメントは、事務事業を基礎単位としているが、行政評価の対象としている事務事業だけでも1,535事業（平成24年度予算）となっている。事務事業によっては、単位が小さすぎてマネジメントに有効な指標の設定が困難なケースがあり、また県民などの利用者にとっても、情報量が膨大すぎて有用な情報が見えにくくなっている恐れもあることから、マネジメントに適した事業単位の設定が必要である。

2 マネジメントプロセスの改革

(1) 管理事業の新設

財務諸表の活用により、組織のマネジメント力強化につなげていくためには、組織の「責任と権限」の観点からマネジメントに適した単位で財務諸表を作成する必要があるが、現行の地方自治法に基づく予算の枠組み（款項目節予算）は、マネジメントの基礎単位としての有用性に限界がある。

このため、マネジメントに適した事業単位「管理事業」を新たに設定する。

○ 現行の款項目節予算

- ▶ 人件費や公債費を含めた「目」ごとの事業費を適切に把握することができない。
（本県の現状）
人件費：一般管理費などの特定の「目」に職員給与等を一括計上
公債費：公債管理特別会計を設け、地方債を総合的に管理
- ▶ 一つの「目」の中に複数組織（課室）の事業が混在し、責任と権限の所在を明確にできない。

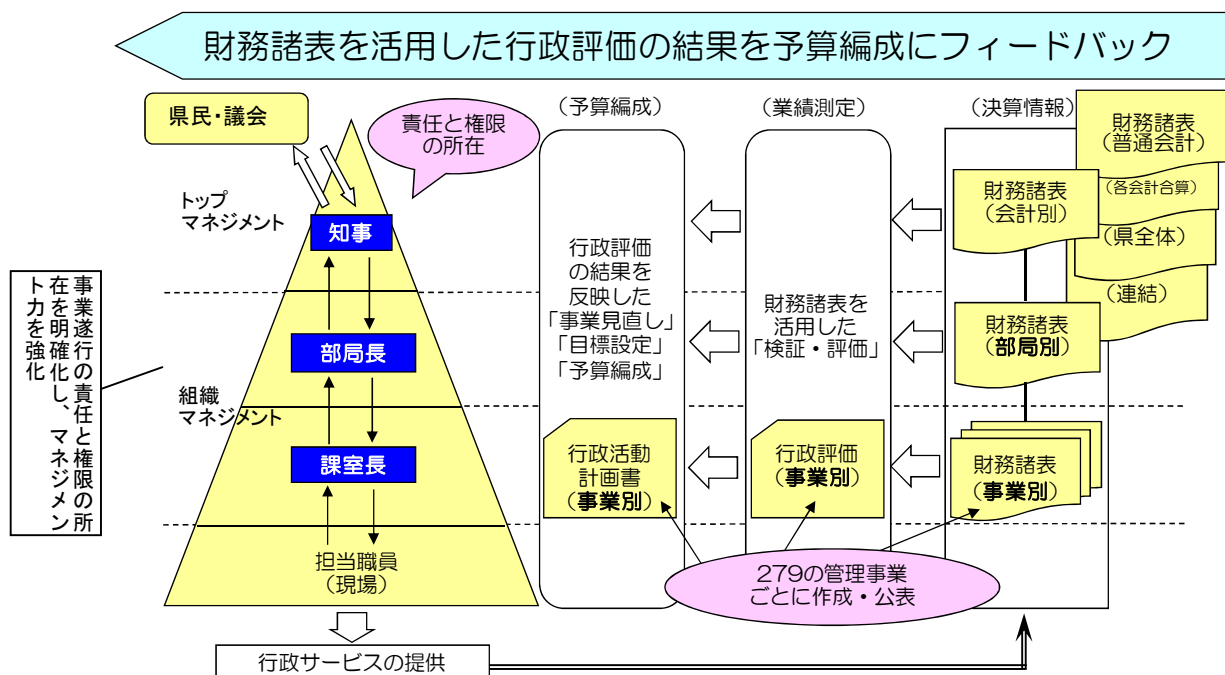
「目」単位ではマネジメントへの活用が困難

解決策

☞ マネジメントに適した事業単位（管理事業）を新たに設定

財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位を新たに設定することにより、マネジメントのツールとして財務諸表を有効に機能させる。

財務諸表を行政評価や予算編成に活用し、PDCAサイクルが有効に機能する仕組みを確立するため、財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位として、「管理事業」を新たに設定する。これにより、事業ごとの正確なフルコスト情報の把握が可能となり、効率性の分析など、財務情報を活用した業績の評価が可能となるとともに、これらの情報を予算編成にフィードバックさせることができ、マネジメントサイクルを有効に機能させる仕組みを確立できる。



また、管理事業は基本的に課の目的に沿って設定することから、「組織目的の明確化」と「事業遂行の責任と権限の所在の明確化」が図られ、P D C Aサイクルが有効に機能する仕組みが確立できる。さらに、これらの事業別の情報を分かりやすく開示することで、利用者にとってより有益な情報を提供することが可能となり、アカウントビリティの充実につなげることができる。

以上のように、管理事業はマネジメントの基礎単位となるものであることから、その単位の設定には慎重を期する必要がある。そこで、まずは次のような基本的な考え方を明確にした後に、設定作業を進めることとした。

《管理事業設定の基本的な考え方》

- ① **責任者や事業目的を一にするマネジメントに適した単位とする。**
同一の課・室・グループ、同一の事業目的、施設などの単位をできるだけまたがない。
- ② **予算・決算の関連付けがしやすい事業構成とする。**
予算・決算の関連付けがしやすいよう、できるだけ歳出目をまたがない。
- ③ **適切な事業規模とする**
細かすぎると事務が煩雑となり、大きすぎても活用性が低下する恐れがある。
- ④ **第五次行革大綱に掲げた個別取組項目に効果的な設定とする。**
使用料等の適正化、民間委託・市場化テストの推進、公の施設の見直し、試験研究機関の見直し、業務の効率化等
- ⑤ **上記①～④の考え方に基づき必要に応じて既存の枠組みの見直しを検討する。**
目の統廃合や目間の事業の入れ替え、所属間での所管事務の見直し

平成 25 年度予算の事業をベースに管理事業の設定について検討を行った結果、管理事業数は、一般会計と特別会計を合わせて 279 事業となっている。

検討当初は約 200 事業を想定していたが、施設の管理運営を行う公の施設等を、個別の管理事業として設定するなど、マネジメントへの活用性を考慮して一部事業を細分化したことなどから事業数が増加している。

《管理事業の部局別内訳》

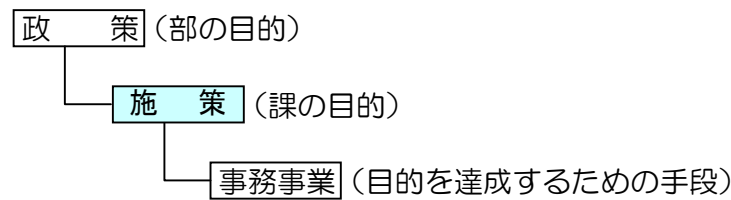
部局名	事務事業数	うち行政 評価対象	管理 事業数	うち	
				一般会計	特別会計
知事政策局	17	15	5	5	0
総務部	101	55	26	24	2
地域振興部	83	80	13	13	0
県民生活部	102	87	20	20	0
防災局	48	45	10	10	0
環境部	93	88	13	13	0
健康福祉部	480	383	50	49	1
産業労働部	191	164	28	27	1
農林水産部	373	278	43	37	6
建設部	339	153	26	22	4
会計局	18	7	2	1	1
議会事務局	—	—	1	1	0
教育委員会事務局	192	146	30	30	0
警察本部	—	—	6	6	0
選挙管理委員会事務局	27	25	3	3	0
監査委員事務局	4	2	1	1	0
人事委員会事務局	6	4	1	1	0
労働委員会事務局	5	3	1	1	0
合計	2,079	1,535	279	264	15

(2) 施策体系の見直し

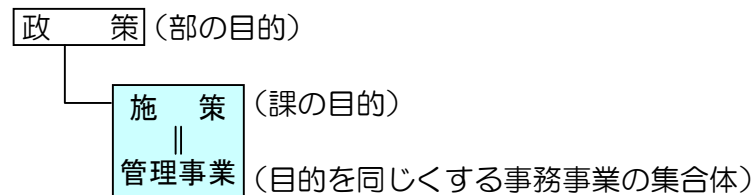
「管理事業」＝「目的を同じくする事務事業の集合体」であり、原則として、「管理事業」と「施策（課の目的項目）」の単位が等しくなることから、「政策」「施策」「事務事業」の3階層で構成している現行の施策体系を、「政策」「施策＝管理事業」の2階層とする。

管理事業の設定に際しては、真にマネジメントに適した単位とするため、課の目的を明確にし、管理事業との整合を図るため、組織「政策（部の目的）」及び「施策（課の目的）」の再検討も行った。

■ 現行の施策体系



■ 改正後の施策体系



(3) 行政評価制度の見直し

ア 評価単位の見直し

評価調書の作成単位を、現行の事務事業から管理事業に変更する。これにより、PDCAサイクルを有効に機能させることができるだけでなく、現行1,535の評価調書が279の評価調書に集約されることから、膨大な情報に埋もれがちであった有益な情報を利用者から見えやすくする効果も生まれる。

イ 財務諸表を活用した指標・目標値の設定

財務諸表から得られるフルコスト情報等を有効に活用し、複数の事務事業を束ねた管理事業が評価対象となることから、従来事務事業評価調書より多くの指標を設定することが適当である。一方で、あまりに指標の数が多くなりすぎると、重要な指標が埋もれてかえって分かりにくくなる恐れがあり、調書の一覧性も失われることから、指標の枠を5つ（上限）設定し、この5つの指標の組み合わせで、概ね管理事業全体の業績を表すものとする。なお、財務諸表の作成により、財務情報を活用した指標の設定・評価に努めるものとする。

ウ 信頼性・透明性の確保

行政評価の基礎データとなる事業のストック・コスト情報を可視化し、分析・評価の客観性を高めることにより、行政評価の信頼性や透明性を確保する。

ただし、行政活動は民間のように利益の獲得が目的ではないため、収益が低いことや、維持費が多額であることなどが、即事業廃止の議論につながるものではない点に十分留意する必要がある。このため、取り巻く環境の変化や指標で評価できない成果等も含めた総合的な観点からの評価を行えるよう、評価調書を対応させる。

エ 事務の効率化

事務事業評価調書は、全ての項目を職員が入力して作成しているが、調書の作成をシステム化し、予算・決算額等の項目を自動入力とすることで、事務の効率化を図る。これにより、評価調書の作成に係る労力を、事業の分析、検証、見直しにシフトすることが可能となることから、財務情報を活用した効率的・効果的な事業見直しにつながる事が期待できる。

《改正案》 平成N年度 事業評価調書(N年度対象)

事業コード	0000	事業名	〇〇〇事業				
部局・課室名	〇〇部〇〇課		評価責任者	〇〇課長 〇〇〇〇			
			作成責任者	〇〇〇〇	ダイヤルイン 〇〇〇〇		
政策名	〇〇〇		施策名	〇〇〇〇			
事業目的	〇〇〇〇〇〇						
根拠法令・計画等	〇〇法第〇条、〇〇条例（平成〇年〇月〇日 条例第〇号）						
従事人員・経費等	区分		予算額		決算額		
			N年度	N-1年度	N-1年度	N-2年度	
	従事人員	正規職員(うち地方機関分)	47人(43人)	47人(43人)	47人(43人)	47人(43人)	
		嘱託員(うち地方機関分)	10人(8人)	10人(8人)	10人(8人)	10人(8人)	
	経費	人件費(a)	325,000千円	366,000千円	341,385千円	377,175千円	
		事業費(b)	1,262,721千円	1,273,682千円	1,270,397千円	1,418,638千円	
		公債費(c)	614,112千円	614,112千円	599,605千円	603,179千円	
		合計(a)+(b)+(c)	2,201,833千円	2,253,794千円	2,211,387千円	2,398,992千円	
収入のうち受益者負担額(分担金・負担金、使用料・手数料)		548,310千円	494,621千円	540,363千円	565,490千円		
備考		決算額には、〇〇〇費の〇〇修繕費(N-1年度:1,200千円、N-2年度:1,000千円)を含む。					
事業の内容及び事業費の内訳	<p>〇〇〇〇のため、〇〇〇〇を行う。</p> <p>1 〇〇〇〇費 660,908千円(光熱水費250,577千円、〇〇料23,110千円、〇〇委託費387,221千円)</p> <p>2 〇〇〇〇費 117,674千円(〇〇開催費77,674千円、〇〇事業費40,000千円)</p> <p>3 〇〇〇〇費 364,178千円(〇〇費340,422千円、〇〇修繕費23,756千円)</p> <p>4 〇〇〇〇費 119,961千円(〇〇運営費74,976千円、〇〇運営費44,985千円)</p>						
評価	指標／目標値等	指標(指標によっては算式/解説)		目標年度	目標値	実績値・見込	
		1	来館者・施設利用者率 (来館者・施設利用者/県人口)	最終目標	〇〇年度	35%以上	
				N年度		33%以上	30.0% (見込)
				N-1年度		30%以上	32.0% (実績)
		2	利用率 (利用日数/利用可能日数)	最終目標	〇〇年度	85%以上	
				N年度		80%以上	75.0% (見込)
				N-1年度		79%以上	79.1% (実績)
		3	利用者一人あたりの管理運営費 (経常費用/利用者数)	最終目標	〇〇年度	900円以下	
				N年度		940円以下	997円 (見込)
				N-1年度		950円以下	939円 (実績)
4	受益者負担率 (分担金・負担金+使用料・手数料)/経常費用)	最終目標	〇〇年度	20%以下			
		N年度		20%以下	21.0% (見込)		
		N-1年度		21%以下	21.0% (実績)		
5		最終目標					
		N年度					
		N-1年度					
外部要因等	〇〇〇〇〇〇〇〇						

(4) 予算編成過程の見直し

ア 行政評価と予算編成の事業単位の統一

予算編成の過程において、各所属の予算要求は事務事業単位で行われ、事務事業ごとに行政活動計画書を作成している。施策体系の見直しに伴い、行政活動計画書の作成単位も事務事業から管理事業に変更することで、行政評価を通じた事業の見直し結果を予算編成にフィードバックできるようにする。さらに、評価結果や目標値などの記載項目を行政評価調書と連動させることで、予算への反映状況の明確化を図る。

《改正案》

平成N+1年度 事業別行政活動計画書

事業コード	0000	事業名	〇〇〇事業費			
部局・課室名	〇〇部〇〇課	評価責任者	〇〇課長 〇〇〇〇			
		作成責任者	〇〇〇〇	ダイヤルイン	〇〇〇〇	
大項目	〇〇〇	中項目	〇〇〇	小項目	〇〇〇	
政策名	〇〇〇	施策名	〇〇〇〇			
事業目的	〇〇〇〇〇〇					
根拠法令・計画等	〇〇法第〇条、〇〇条例（平成〇年〇月〇日 条例第〇号）					
従事人員・経費等	区分		予算額		決算額	
			N+1年度(見積額)	N年度(現計)	N年度(見込)	N-1年度
	従事人員	正規職員(うち地方機関分)	47人(43人)	47人(43人)	47人(43人)	47人(43人)
		嘱託員(うち地方機関分)	10人(8人)	10人(8人)	10人(8人)	10人(8人)
	経費	人件費(a)	320,000千円	325,000千円	325,000千円	341,385千円
		事業費(b)	1,238,968千円	1,262,721千円	1,205,330千円	1,270,397千円
		公債費(c)	614,112千円	614,112千円	614,112千円	599,605千円
		合計(a)+(b)+(c)	2,173,080千円	2,201,833千円	2,144,442千円	2,211,387千円
	収入のうち受益者負担額(分担金・負担金、使用料・手数料)	550,000千円	548,310千円	550,000千円	540,363千円	
備考	決算額には、〇〇〇管理事業費の〇〇修繕費(N年度:800千円、N-1年度:1,200千円)を含む。					
事業計画の内容及び事業費の内訳	<p>〇〇〇のため、〇〇〇を行う。</p> <p>1 〇〇〇〇費 660,680千円(光熱水費250,577千円、〇〇料22,882千円、〇〇委託費387,221千円)</p> <p>2 〇〇〇〇費 90,505千円(〇〇事業90,505千円)</p> <p>3 〇〇〇〇費 372,563千円(〇〇費347,988千円、〇〇修繕費24,575千円)</p> <p>4 〇〇〇〇費 115,220千円(〇〇運営費73,222千円、〇〇運営費41,998千円)</p>					
指標／目標値等	指標(指標によっては算式/解説)		目標年度	目標値	実績値・見込	
	1	来館者・施設利用者率 (来館者・施設利用者/県人口)	最終目標	〇〇年度	35%以上	
			N+1年度		33%以上	
			N年度		33%以上	
	2	利用率 (利用日数/利用可能日数)	最終目標	〇〇年度	85%以上	
			N+1年度		80%以上	
			N年度		80%以上	
	3	利用者一人あたりの管理運営費 (経常費用/利用者数)	最終目標	〇〇年度	900円以下	
			N+1年度		940円以下	
			N年度		940円以下	
4	受益者負担率 (分担金・負担金+使用料・手数料)/経常費用)	最終目標	〇〇年度	20%以下		
		N+1年度		20%以下		
		N年度		20%以下		
5		最終目標				
		N+1年度				
		N年度				
事業の評価を踏まえた予算要求の考え方	〇〇〇〇〇〇〇〇					

イ 事業毎の人件費・公債費の適切な把握

款項目節予算では、職員給与の多くが特定の目に一括計上されており、事務事業の予算には職員給与は必ずしも含まれていない。しかしながら、これらの経費を目あるいは事業レベルに細分化して計上すると、執行上の効率性が失われるおそれがある。職員人件費が事業費に占める割合は大きく、決算と対比するうえで重要な情報であることから、平均単価に各管理事業の従事人員を乗ずることで簡便かつ合理的に相当額を算出し、管理事業別の行政活動計画書に記載する。

また、地方債の元利償還金である公債費は、公債管理特別会計という独立した会計で財政課が一括管理しており、事業に要する予算として認識されていない。このため、公債管理台帳の情報をもとに管理事業別に公債費を把握し、職員人件費と同様に行政活動計画書に表示する。

ウ 予算と決算の対応関係の明確化

地方自治法に基づき議会に提出する予算議案は款項で区分され、あわせて提出する「予算に関する説明書」は、目的別に款項目で区分され、「目」の内訳として事務事業ごとの予算額を表示している。財務諸表、行政評価、予算編成の連動を明らかにするため、「予算に関する説明書」に管理事業を表示することとし、「目」の区分ごとに説明事項として記載している事務事業の順序を並び替え、管理事業ごとのまとまりで記載する。款項目の区分と組織の単位である部局や課室の区分は必ずしも一致しないため、必要に応じて「目」の統廃合や目間の事業の入れ替え、所属間での所管事務の見直し等もあわせて行う。

また、予算書の参考情報として、前述の人員費や公債費を含めた事業費の総額を示した資料を作成し、予算と決算の対応関係の明確化を図っていく。

《「予算に関する説明書」の見直しイメージ》

現 状		見直し後	(参考) 管理事業の 責任所属
1 ○○総務費	千円 ×××		
	1 職員給与 ×××人 ×××千円 2 公益的法人等派遣職員費 ××人 ×××千円 3 管理事務費 ×××千円 4 ○○○調査費 ×××千円 (1) ○○○対策会議費 ×××千円 (2) ○○○技術会議費 ×××千円 (3) ○○○調査指導費 ×××千円 5 ○○○推進事業費 ×××千円 6 ○○○○○創出事業費 ×××千円 7 ○○○推進事業費 ×××千円 8 ○○○普及啓発事業費 ×××千円 9 ○○○○○戦略事業費 ×××千円 10 ○○○○○適正化指導費 ×××千円 11 ○○○振興事業費補助金 ×××千円 12 ○○○事務所費 ×××千円 (1) 運営費 ×××千円 (2) 整備費 ×××千円	職員給与 ×××千円 (1) 職員給与 ×××人 ×××千円 (2) 公益的法人等派遣職員費 ××人 ×××千円 2 ○○○総務事業費 ×××千円 管理事務費 ×××千円 3 ○○○事務所管理運営費 ×××千円 (1) 運営費 ×××千円 (2) 整備費 ×××千円 4 ○○○調査事業費 ×××千円 (1) ○○○調査費 ×××千円 ア ○○○対策会議費 ×××千円 イ ○○○技術会議費 ×××千円 ウ ○○○調査指導費 ×××千円 (2) ○○○○○創出事業費 ×××千円 (3) ○○○振興事業費補助金 ×××千円 5 ○○○推進事業費 ×××千円 (1) ○○○推進事業費 ×××千円 (2) ○○○推進事業費 ×××千円 (3) ○○○普及啓発事業費 ×××千円 (4) ○○○○○戦略事業費 ×××千円 (5) ○○○○○適正化指導費 ×××千円 (6) ○○○機能強化推進費 ×××千円 (7) ○○○対策費 ×××千円 ア ○○○資金利子補給補助金 ×××千円 イ ○○○指導費 ×××千円	責任の所を明確化 ○○政策課 ○○政策課 ○○政策課 ○○推進課
	「○○流通対策費」の「目」から、「○○総務費」の「目」へ事業を移動		

3 財務諸表の分析・活用

(1) 指標・経年比較による分析手法

事業別財務諸表の作成により、細やかでより精度の高い情報を得られるようになるが、マネジメントにおいてこれらの情報を効率的・効果的に活用するため、財務情報の特徴や傾向を一覧で把握できる資料をシステムで自動作成する。

《事業別財務情報の様式（案）》

平成N-1年度決算事業別財務情報

ポイント①: 給与や退職手当、地方債償還元金・利息を含めた事業費の総額を表示

事業費の総額ベースで予算・決算の対比が可能

(単位: 千円)

管理事業名	〇〇〇〇事業				所属名	〇〇部 〇〇課					
区分	予算額(現計)				事業費の財源内訳						
	a事業費	bうち人件費	配賦経費		合計 a+b+c+d	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫支出金	県 債	その他	一般財源
		c人件費	d公債費								
N年度	1,377,721	115,000	210,000	614,112	2,086,833		548,310	1,000		2,000	826,411
前年比	99.14%	99.14%	84.00%	100.00%	97.62%		110.85%	91.07%		100.00%	92.65%
N-1年度	1,389,682	116,000	250,000	614,112	2,137,794		494,621	1,098		2,000	891,963
N-2年度	1,553,691	117,000	246,000	614,112	2,296,803		500,000	1,000		2,000	1,050,691

【行政コスト計算書(P/L)】(決算)

(単位: 千円)

科 目	N-1年度		N-2年度		増 減		N-3年度	
	実績	構成比	実績	構成比	差額	前年比	実績	構成比
経常収益 a	541,528	100.00%	587,440	100.00%	-25,912	95.4%	580,925	100.00%
分担金及び負担金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
使用料及び手数料	540,363	99.78%	565,490	99.66%	-25,127	95.56%	558,975	99.65%
国庫支出金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
その他	1,165	0.22%	1,950	0.34%	-785	59.74%	1,950	0.35%
経常費用 b	2,569,358	100.00%	3,002,189	100.00%	-432,831	85.58%	2,894,274	100.00%
人件費	352,042	13.70%	387,058	12.89%	-35,016	90.95%	417,348	14.42%
給与関係費	308,385	12.00%	339,058	11.29%	-30,673	90.95%	365,848	12.64%
賞与引当金繰入額	25,514	0.99%	28,000	0.93%	-2,486	91.12%	30,500	1.05%
退職手当引当金繰入額	18,143	0.71%	20,000	0.67%	-1,857	90.72%	21,000	0.73%
物件費	2,094,080	81.50%	2,417,845	80.54%	-323,765	86.61%	2,347,177	81.10%
物件費	961,364	37.42%	1,159,270	38.61%	-197,906	82.93%	1,173,304	40.54%
修繕費	21,997	0.86%	147,856	4.92%	-125,859	14.88%	63,154	2.18%
(うち施設維持修繕費)	(21,997)	(0.86%)	(147,856)	(4.92%)	(-125,859)	(14.88%)	(63,154)	(2.18%)
減価償却費	1,110,719	43.23%	1,110,719	37.00%	0	100.00%	1,110,719	38.38%
移転的経費	17,036	0.66%	87,512	2.91%	-70,476	19.47%	17,036	0.59%
社会保障給付費	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
補助金等	17,036	0.66%	17,036	0.57%	0	100.00%	17,036	0.59%
施設整備補助金等	0	0.00%	70,476	2.35%	-70,476	0.00%	0	0.00%
他会計等への繰出金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
その他経費	106,200	4.13%	109,774	3.66%	-3,574	96.74%	112,713	3.89%
公債特会繰出金(地方債利息等)	106,200	4.13%	109,774	3.66%	-3,574	96.74%	112,713	3.89%
その他	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
特別収益 c	34,400	-	29,495	-	4,905	116.63%	55,300	-
特別費用 d	31	-	25	-	6	124.00%	3,166	-
当期収支差額 a-b+c-d	-1,993,461	-	-2,405,279	-	411,818	82.88%	-2,281,215	-

【貸借対照表(B/S)】(決算)

ポイント③: 施設の取得に際し発行した地方債の残高や退職手当引当金を始め、ストック情報を網羅的に把握

(単位: 千円)

科 目	N-1年度		N-2年度		増 減		N-3年度	
	実績	構成比	実績	構成比	差額	前年比	実績	構成比
流動資産 a	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
流動資産 a	未収金など							
固定資産 b	53,297,201	100.00%	54,157,285	100.00%	-860,084	98.41%	55,280,426	100.00%
事業用資産・インフラ資産	32,493,823	60.97%	33,392,671	61.66%	-898,848	104.51%	34,540,879	62.48%
有形固定資産	32,493,823	60.97%	33,392,671	61.66%	-898,848	97.31%	34,540,879	62.48%
土地	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
建物・工作物等	32,493,823	60.97%	33,392,671	61.66%	-898,848	97.31%	34,540,879	62.48%
(減価償却累計額)	(24,910,105)	-	(23,799,386)	-	(1,110,719)	(104.67%)	(22,688,667)	-
建設仮勘定	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
無形固定資産	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
物品	9,593,902	18.00%	9,561,909	17.66%	31,993	100.33%	9,536,842	17.25%
投資その他の資産	11,209,476	21.03%	11,202,705	20.69%	6,771	100.06%	11,202,705	20.27%
資産合計 a+b	53,297,201	100.00%	54,157,285	100.00%	-860,084	98.41%	55,280,426	100.00%
流動負債 c	493,405	7.66%	493,405	7.11%	0	100.00%	493,405	6.57%
1年以内償還予定地方債	493,405	7.66%	493,405	7.11%	0	100.00%	493,405	6.57%
その他流動負債	0	0.00%	0	0.00%	0	0.0%	0	0.00%
固定負債 d	5,950,635	92.34%	6,446,655	92.89%	-496,020	92.31%	7,015,683	93.43%
地方債	5,457,635	84.69%	5,951,040	85.75%	-493,405	91.71%	6,444,445	85.82%
退職手当引当金など	493,000	7.65%	495,615	7.14%	-2,615	99.47%	571,238	7.61%
その他固定負債								
負債合計 c+d	6,444,040	100.00%	6,940,060	100.00%	-496,020	92.85%	7,509,088	100.00%
純資産合計	46,853,161	100.00%	47,217,225	100.00%	-364,064	99.23%	47,771,338	100.00%
負債及び純資産合計	53,297,201	100.00%	54,157,285	100.00%	-860,084	98.41%	55,280,426	100.00%

【キャッシュ・フロー計算書(C/F)】(決算)

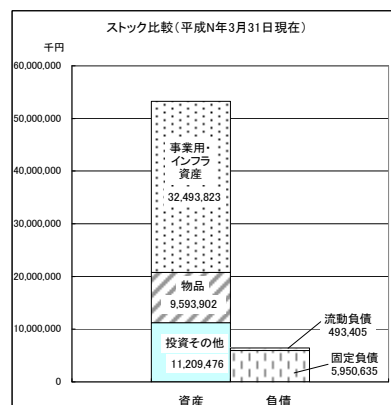
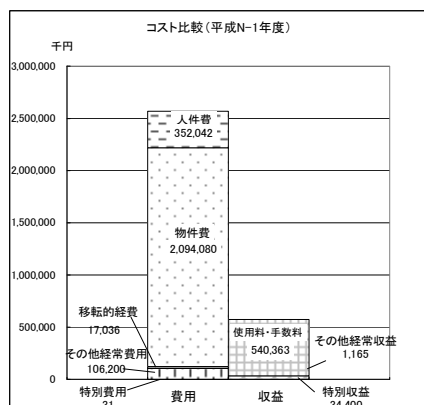
科 目	N-1年度	N-2年度	増 減		N-3年度
	実績	実績	差額	前年比	実績
行政サービス活動収支差額 a	-872,054	-1,284,652	412,598	67.88%	-1,153,947
行政収入	541,528	567,440	-25,912	95.43%	560,925
行政支出	1,447,982	1,881,587	-433,605	76.96%	1,770,172
(うち給与関係費支出)	(341,385)	(377,175)	(-35,790)	(90.51%)	(403,965)
(うち公債特会繰出金支出(地方債利息等))	(106,200)	(109,774)	(-3,574)	(96.74%)	(112,713)
特別収入	34,400	29,495	4,905	116.63%	55,300
特別支出	0	0	0	0.00%	0
投資活動収支差額 b	-263,938	-17,928	-246,010	1472.21%	6,072
投資活動収入	6,062	6,072	-10	99.84%	6,072
投資活動支出	270,000	24,000	246,000	1125.00%	0
(うち建物・工作物等取得支出)	(0)	(0)	(0)	(0.00%)	(0)
(うち公債特会繰出金支出(地方債償還金))	(0)	(0)	(0)	(0.00%)	(0)
財務活動収支差額 c	-493,405	-493,405	0	100.00%	-493,405
財務活動収入	0	0	0	0.00%	0
財務活動支出	493,405	493,405	0	100.00%	493,405
(うち公債特会繰出金支出(地方債償還金))	(493,405)	(493,405)	(0)	(100.00%)	(493,405)
当期現金預金増減額 a+b+c	-1,629,397	-1,795,985	166,588	90.72%	-1,641,280
一般財源等配分調整額	1,629,397	1,795,985	-166,588	90.72%	1,641,280

ポイント④: 事業に充当された一般財源等の額を把握(退職手当や地方債償還等への充当分を含む)

【純資産変動計算書(NWM)】(決算)

(単位: 千円)

区分	開始残高	内部取引	一般財源等 配分調整額	剰余金	評価差額金		合計
					有価証券 評価差額金	立竹木 評価差額金	
当期首残高	48,466,454	0	3,437,265	-4,686,494	0	0	47,217,225
当期変動額	0	0	1,629,397	-1,993,461	0	0	-364,064
当期末残高	48,466,454	0	5,066,662	-6,679,955	0	0	46,853,161



【分析指標】

ポイント⑤: 分析指標により経年変化の把握・分析・目標設定が可能

分析指標	N-1年度	N-2年度	増 減	N-3年度	算 式
P/L 人件費比率	13.70%	12.89%	0.81%	14.42%	PL人件費/PL経常費用
物件費比率	81.50%	80.54%	0.97%	81.10%	PL物件費/PL経常費用
単位当たりコスト	12,000円	12,500円	-500円	13,000円	PL経常費用/利用者数
施設維持修繕費比率	0.04%	0.26%	-0.22%	0.11%	PL施設維持修繕費/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減累額)
受益者負担率	21.03%	18.84%	2.20%	19.31%	(PL分担金及び負担金+PL使用料及び手数料)/PL経常費用
施設改修更新率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	CF建物・工作物等取得支出/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減累額)
施設老朽化比率	43.39%	41.61%	1.78%	39.65%	BS建物・工作物等減価償却累計額/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減累額)
純資産比率	87.91%	87.19%	0.72%	86.42%	BS純資産合計/BS資産合計
社会資本形成将来世代負担比率	18.31%	19.30%	-0.98%	20.09%	BS地方債(流動+固定)/BS有形固定資産
C/F 一般財源充当率	73.68%	74.86%	-1.18%	72.51%	CF一般財源等配分調整額/CF支出合計

※各項目を原則四捨五入して表示しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

※ 分析指標はシステムで自動計算するが、算式で成果(活動)の数値が必要となる「単位当たりコスト」については手計算となる。

分析指標は、客観的かつ効率的な分析が可能となるほか、事業の目標設定にも活用することができる。継続して財務諸表を作成することで、経年比較による分析も可能となり、より有益な情報となる。

《分析指標の意味・着目点》

算定元	分析指標	算式	主な視点	意味	一般的な改善(利用)の着目点
P/L	人件費比率	PL人件費/PL経常費用	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・経常費用に占める人件費の割合 ・高いほど内部執行型の要素が強い ・高いほど損益構造が固定的であることを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事人員は適当か ・外部委託等による業務量の削減は可能か
	物件費比率	PL物件費/PL経常費用		<ul style="list-style-type: none"> ・経常費用に占める物件費の割合 ・高いほど外部委託型の要素が強い ・多い ・うち減価償却費が多い場合、施設運営型の要素が強く、高いほど損益構造が固定的であることを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果(活動)当たりのコストは妥当か ・過剰な物品購入、経費発生はないか ・施設の光熱水費の節約は徹底しているか
	単位当たりコスト	PL経常費用/成果(数量)		<ul style="list-style-type: none"> ・成果(活動)一単位あたりのコスト ・単位当たり割り返すことで、よりコストの多い少ないが分かりやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果(活動)当たりのコストは妥当か
	施設維持修繕費比率	PL施設維持修繕費/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減価償却累計額)		<ul style="list-style-type: none"> ・施設に対する年間維持補修費の割合 ・高いほど施設維持コストが高いことを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設がまだ新しいのに高かけ過ぎているか ・老朽化が進んでいる場合、適切な維持補修がされているか
	受益者負担率	(PL分担金及び負担金+PL使用料及び手数料)/PL経常費用	自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの提供コストに対して受益者が負担する割合 ・高いほど自立性が高いことを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業(施設)内容を踏まえ適切な水準か ・事業(施設)の稼働率は低迷していないか ・類似施設(他県等)と比べ単価水準はどうか
B/S	施設改修更新率	CF建物・工作物等取得支出/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減価償却累計額)	資産形成度	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に対する年間投資額の割合 ・高いほど更新投資の回転が早いことを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽度の割に更新が遅く(早く)ないか
	施設老朽化比率	BS建物・工作物等減価償却累計額/(BS建物・工作物等+BS建物・工作物等減価償却累計額)		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化の割合(耐用年数の経過状況) 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新投資額はどのように推移するか
	純資産比率	BS純資産合計/BS資産合計	世代間公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・資産総額のうち、返済義務のない純資産の割合 ・高いほど現役世代の負担割合が高い(=一般的には健全) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産(負債)が過剰ではないか
	社会資本形成将来世代負担比率	BS地方債(流動+固定)/BS有形固定資産		<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本形成に係る地方債残高の割合 ・高いほど投資に占める将来世代の負担が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽度の割に将来世代の負担が多く(少なく)ないか
C/F	一般財源充当率	CF一般財源等配分調整額/CF支出合計	自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・支出に占める一般財源充当額の割合 ・高いほど税金への依存度が高いことを示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の財源(使用料・手数料、国庫補助金など)を獲得できないか ・支出の縮減余地はないか

(2) 資産マネジメントの実践

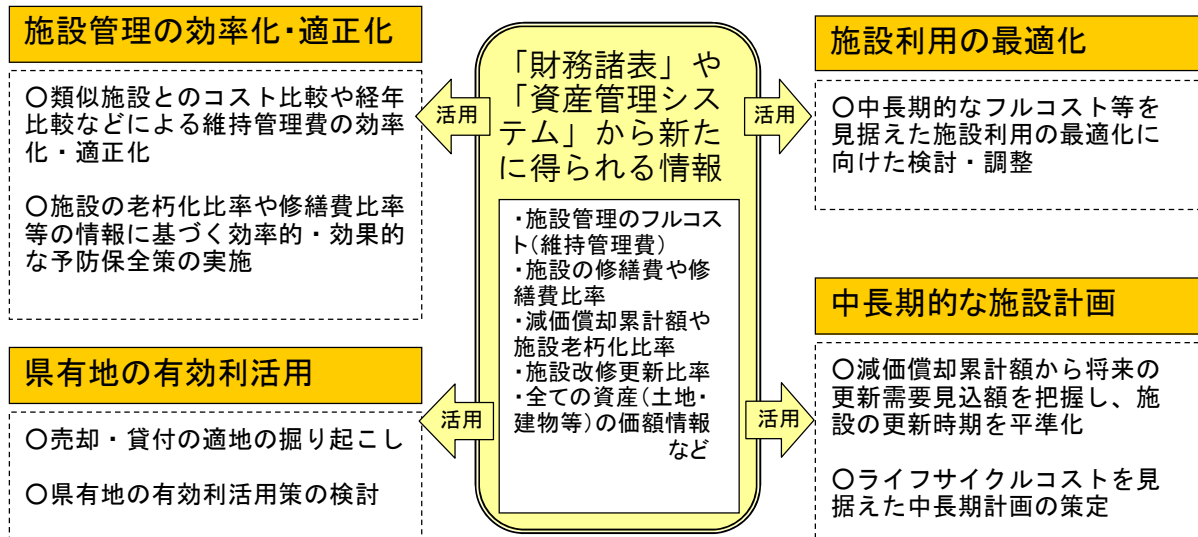
国や他県でも同様であるが、本県においても、高度経済成長期もしくはそれ以降に建設された施設が大多数存在し、今後は限られた予算の中で、それら施設の大規模な修繕や更新、場合によっては施設の統廃合が必要となる時期を迎える。

これまで、本県における土地や施設の管理は数量的な管理を主としており、公有財産台帳として台帳整備を行ってきた。今後は、新たな公会計制度の導入を機に、数量情報だけでなく資産としての金額情報等を付加した固定資産台帳の整備を行うことにより、庁舎や学校、保健所などの建物だけでなく、今までは個別の台帳として管理されていた道路や河川、港湾施設なども数量や金額情報を持った資産として一元的に管理されることとなる。

これにより、今まで把握できなかった施設の老朽化、将来における概ねの更新需要予測が可能となり、施設のライフサイクルコストを見据えた中長期計画の策定等において有用な情報となると考える。

また、これらの固定資産台帳から得られる資産情報と財務諸表から得られる保守費や修繕費等の情報を活用し類似施設との比較を行うことにより、老朽化度合いに応じた施設のメンテナンス費用の把握が可能となり、より適切な維持管理費の効率化・適正化に繋がり、中長期的にはフルコスト等を見据えた施設利用の最適化に向けた基礎データとしても利用可能である。

このような減価償却累計額や修繕費などの財務情報や、固定資産台帳の情報を有効に活用し、今後、資産マネジメントの実践に取り組んでいく。



第5 愛知県の新たな公会計制度の概要と特徴

企業会計的手法を取り入れた新地方公会計の現状は、総務省から示された総務省方式改訂モデルや基準モデルのほか、東京都や大阪府など自治体独自の会計基準が併存している。総務省では、新地方公会計の推進方策等の検討を行うため、平成22年に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を発足し、国際公会計基準や国・自治体の公会計の比較検証等が行われているが、統一基準の策定の方向性は見えていない。

このため、本県では、会計基準の比較検証を行い、専門家の助言も得ながら独自の会計制度を策定することとした。

1 制度設計の特徴

会計基準の考え方については、専門家の間でも様々な論議がなされているが、「利用者に対する分かりやすさ」「信頼性及び検証可能性の確保」「マネジメントへの活用性」の3つの視点を重視し、民間の企業会計の考え方を基本として独自の会計制度を策定する。

ただし、税収を主な財源とし、利益の追求ではなく公共福祉の増進を目的として行政サービスを提供する公的特質に配慮しつつ、国際公会計基準の考え方も参考とした会計制度とする。

主な特徴は、主に次の3つの事項である。

① 分かりやすい財務諸表

企業会計の考え方を基本とするが、利益の追求が目的ではない公会計の特質に配慮した分かりやすい表示科目とする。

② 事業別財務諸表の作成

効率的・効果的に事業を遂行し、その結果についての説明責任を果たすためのツールとして、管理事業単位の事業別財務諸表を作成する。

③ マネジメントへの活用性を重視した固定資産計上ルール

資産マネジメントにおける資産情報の活用性を重視し、企業会計の考え方を参考とした固定資産の計上基準を定め、日々の取引ごとに適切に資産計上を行う。

2 財務諸表の体系

財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書の4表（重要な会計方針、その他の注記を含む）及びこれらに関する事項についての附属明細表とする。本県の財務諸表の主な特徴については次のとおりである。

(1) 貸借対照表

資産の部、負債の部、純資産の部に区分し、貸借対照表日におけるすべての資産、負債、純資産を記載する。また、資産及び負債は、原則として一年以内に回収又は履行の

期限が到来するか否かにより流動と固定に区分して表示する。

資産の部	負債の部
流動資産 現金預金、未収金、不納欠損引当金、貸倒引当金 など	流動負債 一年以内償還予定地方債 一年以内償還予定長期借入金 未払金 還付未済金 一年以内支払予定リース債務 賞与引当金 など
固定資産 事業用資産 有形固定資産 無形固定資産 インフラ資産 有形固定資産 無形固定資産 物品 重要物品、図書 投資その他の資産 投資及び出資金、投資損失引当金、破産更生債権等、基金、長期貸付金、貸倒引当金 など	固定負債 地方債 長期借入金 長期未払金 リース債務 退職手当引当金 損失補償等引当金 など
	純資産の部
	純資産
資産の部合計	負債・純資産の部合計

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、物品及びその他投資に分類し、事業用資産及びインフラ資産は、それぞれ有形固定資産と無形固定資産に区分する。

負債の部には、総務省モデルの考え方を参考として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を、損失補償等引当金として計上する。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一会計期間における行政サービスの提供に要した費用と収益を、経常収益、経常費用、特別収益、及び特別費用に区分し、費用と収益の差を当期収支差額として表示する。

税収や補助金については、公会計モデルによって取り扱いが異なるところであるが、本県では、税収は収益と捉えて行政コスト計算書の経常収益に計上する。また、補助金については、一括交付金化の流れに鑑み、税の再配分的なものとみなして税収と同様に経常収益に計上する。

総務省方式改訂モデルの勘定科目は、決算統計の分類である人件費、物件費、普通建設事業費といった決算統計の経費性質別の分類に基づいた勘定科目となっているが、普通建設事業費には、職員給与や事務費など、資産形成に要した経費が全て含まれている。このため、本県では、コスト分析などマネジメントにおける活用の視点を重視し、決算統計の区分によらず企業会計の考え方

経常収益
地方税 地方消費税清算金 地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 国庫支出金 事業収益(特別会計) 他会計からの繰入金 受取利息及び配当金 など
経常費用
県税清算金及び交付金 給与関係費 物件費 修繕費 社会保障給付費 補助金等 施設整備補助金等 他会計への繰出金 減価償却費 不納欠損額 など
特別収益
分担金及び負担金(災害復旧費) 国庫支出金(災害復旧費) 固定資産売却益 固定資産受贈益 など
特別費用
固定資産売却損 災害復旧費 など
当期収支差額

を基本とし、名称も一般に分かりやすいものとなるよう配慮している。

また、地方自治法で定める自治体の決算は、予算と同様に目的別の区分である款項目と、性質別の区分である節によることとされており、給料、需用費、役務費など、28の節で区分される。需用費であれば、その内訳は消耗品費や光熱水費、修繕費などとなるが、こうした内訳ごとの決算額は把握できないため、必要に応じて職員が手作業で集計を行っているのが現状である。このため、財務諸表からより有用な情報が得られるよう、企業会計を参考として階層別に細かく勘定科目を設ける。

なお、行政コスト計算書は、収益と費用を対比させたものであり、行政コストの計算を目的とした書類ではないため、名称が適切ではないとの意見もあるが、総務省モデル等により一般に浸透した名称であることから、あえてこの名称としている。

《勘定科目の例示》

物件費
報償費
旅費交通費
消耗品費
燃料費
自動車燃料
船舶燃料
航空機燃料
動力設備燃料
冷暖房用燃料
その他燃料費
光熱水費
電気料
ガス料
水道料
その他光熱水費
通信運搬費
電話料
郵便切手購入費
配達料
専用回線使用料
受信料
その他通信運搬費

(3) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間における資金収支の状況を、行政サービス活動、投資活動、財務活動の3つに区分し、全体の差額を当期現金預金増減額として表示する。

対象となる資金の範囲は歳計現金とし、歳入歳出外現金は含めない。

行政サービス活動	投資活動
行政収入 地方税収入 地方交付税収入 分担金及び負担金収入 使用料及び手数料収入 国庫支出金収入 他会計からの繰入金収入 利息及び配当金収入 など	投資活動支収入 固定資産売却収入 基金取崩収入 投資及び出資金回収収入 貸付金回収元金収入 他会計からの繰入金収入 など
行政支出 県税清算金及び交付金支出 給与関係費支出 物件費支出 修繕費支出 社会保障給付費支出 補助金等支出 施設整備補助金等支出 他会計への繰出金支出 利息及び手数料支出 など	投資活動支出 固定資産取得支出 基金積立金支出 投資及び出資金支出 貸付金支出 他会計への繰出金支出 など
特別収入 分担金及び負担金収入(災害復旧費) 国庫支出金収入(災害復旧費) など	投資活動収支差額
特別支出 災害復旧費支出 など	財務活動
行政サービス活動収支差額	財務活動収入 地方債発行収入 他会計からの繰入金収入 など
	財務活動支出 地方債償還支出 他会計への繰出金支出 など
	財務活動収支差額
	当期現金預金増減額
	期首現金預金残高
	期末現金預金残高

勘定科目は、行政コスト計算書との対応関係が明確となるよう、行政サービス活動においては、基本的には行政コスト計算書の勘定科目に「収入」「支出」をつけた名称とし、直接法により表示する。

(4) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにするもので、内部取引（事業間、部局間又は会計間における資産又は負債の移管額）、一般財源等配分調整額（組織又は事業間における一般財源等の調整額）、剰余金（行政コスト計算書の収支差額の累計）、有価証券や立竹木の評価差額金を計上する。

区分	開始残高相当	内部取引	一般財源等配分調整額	剰余金	評価差額金		純資産合計
					有価証券評価差額金	立竹木評価差額金	
当期首残高							
当期変動額							
当期末残高							

(5) 注記

財務諸表には、県の財政状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記する。

《注記事項》

- ①重要な会計方針 ②会計方針等の変更 ③歳入歳出外現金の状況 ④貸借対照表に計上している国有財産について ⑤地方債残高について ⑥一時借入金等に関する情報 ⑦基金借入金の実績額 ⑧債務負担行為に関する情報 ⑨重要な後発事象 ⑩その他必要な事項

(6) 附属明細表

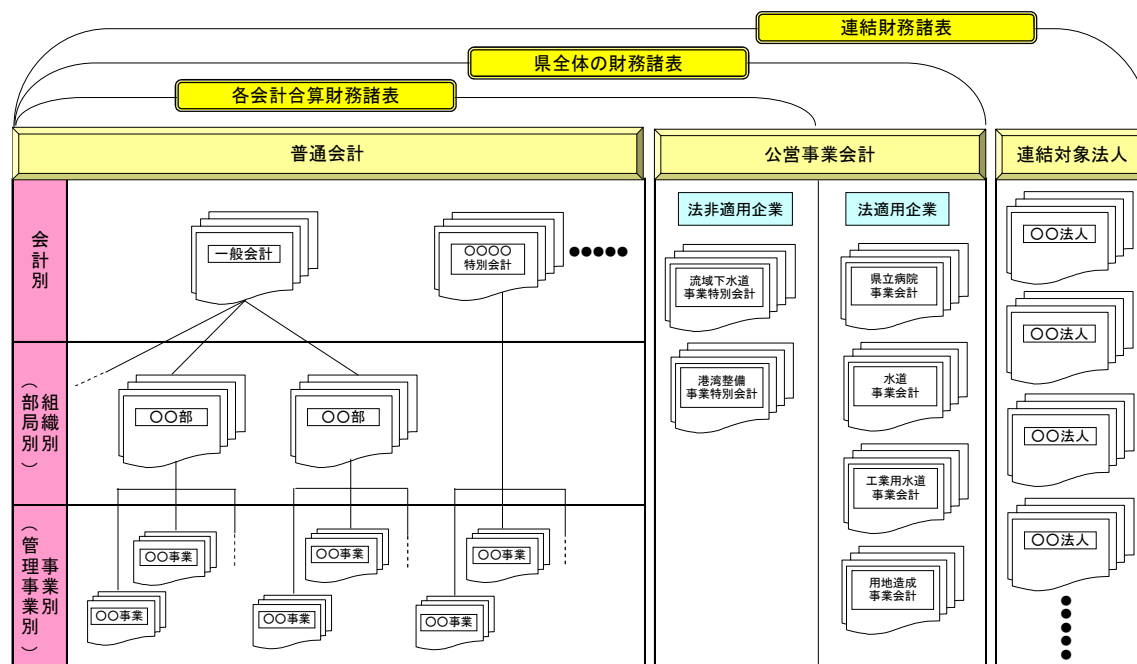
財務諸表の内容を補足するため、次のとおり附属明細表を作成する。

《附属明細表の種類》

- ①事業用資産、インフラ資産及び物品明細表 ②基金明細表 ③投資及び出資金明細表 ④貸付金明細表 ⑤未払金明細表 ⑥引当金明細表 ⑦地方債等明細表 ⑧債務負担行為明細表 ⑨行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 ⑩売却可能資産明細表

3 財務諸表の作成単位

財務諸表は、マネジメントへの活用性を重視し、事業別、部局別、会計別の単位で作成する。また、歳入歳出決算書との整合を図るため、一般会計と特別会計を合算した各会計合算財務諸表も作成する。さらに、従来から作成している総務省方式改訂モデルと同様に、普通会計、県全体、連結ベースの財務諸表も作成する。



4 会計期間

一会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とし、財務諸表の作成基準日は3月31日とする。ただし、現行の官庁会計は、出納整理期間を加味した修正現金主義を採用していることから、歳入歳出決算書の対象範囲との整合を図るため、出納整理期間における歳入、歳出及びそれに伴う資産、負債等の増減を加味して作成する。

5 資産の計上範囲・基準等

(1) 資産の計上範囲

ア インフラ資産

インフラ資産に含める資産の範囲は、住民の社会生活の基盤となり、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける等の特質をもつ公共施設とする。具体的には、道路、橋りょう、河川、砂防、下水道、海岸保全、港湾、漁港、信号、ため池などが該当する。

また、資産の計上範囲は、総務省の基準モデルでは自治体が所有する資産とされている。しかしながら、県が管理する国道や一級・二級河川などの国有資産は、県有資産の取得と同様に、土地や施設の取得から維持管理までを県が一体的に行っており、その財源を賄うための地方債も発行している。このような国有資産を県の貸借対照表に計上しない場合、次のとおり適切な情報把握が困難となる。

- ① 資産と負債のアンバランスが生じ、世代間負担の均衡性を適切に把握できなくなる。

② 減価償却費や修繕費など、維持管理に必要な情報が得られなくなる。

このため、アカウントビリティやマネジメントへの活用の観点から、本県では、国有資産のうち土地や施設の取得から維持管理までを県が一体的に行っている資産（国道（指定区間外）、一級河川（指定区間）、二級河川、砂防河川、地すべり防止施設、海岸保全施設）についても資産計上することとする。

イ 事業用資産

事業用資産の範囲は、基本的にはインフラ資産及び投資及び出資金に計上するものを除いた、県庁舎や県立学校の土地・建物などの公有財産とする。なお、ソフトウェアやリース資産は、現状では公有財産台帳で管理されていないが、新たな公会計制度の導入に伴い金額情報等を管理することとし、事業用資産に含めて計上する。

ウ 物品

物品の範囲は、取得価額が100万円以上の物品や自動車を対象とするほか、マネジメントへの活用の観点から、国立大学法人会計基準等の考え方を参考として愛知県図書館が備品として所蔵する閲覧用図書を計上する。

エ 投資その他の資産

投資その他の資産には、投資及び出資金、基金、長期貸付金などを計上するほか、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権を破産更生債権等として計上することで、リスクを明らかにする。

(2) 固定資産の評価基準

地方自治法に基づく自治体の決算では、県の財産の異動状況を明確にするため、地方自治法施行規則で定める様式により「財産に関する調書」を作成しているが、有価証券や出資による権利を除く土地や建物等の公有財産については、記載項目が面積や数量であり、金額情報は記載されない。このため、財産管理も面積や数量管理が中心であり、金額情報は必ずしも把握されていない。

一方、複式簿記では資産価額での管理が必要となり、全ての固定資産の金額情報を把握する必要がある。このため、新たな公会計制度の導入までに全ての固定資産の評価を行い、固定資産台帳を整備しなければならない。

一般的に資産の評価基準には、取得原価による評価と公正価値による評価があり、国際公会計基準では、どちらも選択可能となっている。現行の新地方公会計モデルのうち、東京都や大阪府のモデルは取得原価主義を採用しているが、総務省の基準モデルでは公正価値評価を採用している。

公正価値評価は、現在価値により定期的に価額改定を行うことから、施設等の将来の更新需要の適切な把握が可能となるというメリットを有する。しかしながら、資産取得

のための財源の多くは地方債で賄われており、公正価値により定期的に価額改定を行う場合、資産と負債のバランスが崩れ、世代間負担の衡平性を適切に把握できなくなる。また、減価償却費も価額改定の都度変動し、マネジメントにおけるフルコスト情報の活用性が低下する恐れがある。このため、マネジメントへの活用性の観点から、本県では取得原価主義を採用する。

ただし、固定資産の開始時の評価において、過去に取得した固定資産をどう評価するかという実務的な問題がある。過去に取得した固定資産については取得価額が不明なものが多く、建物や工作物については公正価値での評価（現時点で資産を再取得した場合の再調達価額）を算定し、デフレータ等により物価変動を加味して当時の取得価額を類推する方法が考えられるが、土地についてはデフレータなど物価変動のデータがないため、当時の取得価額を類推するのは極めて困難（かつ煩雑）である。

このため、本県では、原則として取得原価主義を採用するものの、開始時の評価は公正価値による評価とし、開始時の評価額をもって取得原価とみなすという考え方を採用する。

なお、民間の国際的な会計基準である国際財務報告基準においても、同基準を新たに採用する際の遡及適用の免除規定として、開始時点の公正価値をもって「みなし原価」とすることが認められている。

《有形固定資産の評価基準の比較》

区 分	愛知県	東京都・大阪府	基準モデル
有形固定資産の評価基準	原則として取得原価	取得原価で評価	原則として公正価値で評価
開始時の評価	原則として公正価値による評価を取得価額とみなす	原則として取得原価による	原則として公正価値による評価を取得価額とみなす
建物、工作物等の評価方法	公正価値による評価額－減価償却累計額	取得価額－減価償却累計額	公正価値による評価額－減価償却累計額
土地の評価方法	公正価値による評価額	取得価額	インフラ資産は取得価額（不明な場合は公正価値による評価額） 事業用資産は公正価値による評価（3年ごとに再評価）

なお、取得原価主義を採用することから、固定資産の再評価は行わないが、売却可能資産については、総務省方式改訂モデルの考え方を引継ぎ、附属明細表により売却可能価額を表示する。

(3) 減価償却

減価償却の代表的な計算方法として、耐用年数に基づき毎年一定額を費用化する定額法と、毎年一定率を費用化する定率法がある。本県では、地方債償還とのバランスを考慮し、毎年、価値が均等に減少するものと考え、定額法を採用する。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下「財務省令」という）を基本として設定するが、実際の使用可能年数を把握できるものについては、実態を加味しながら耐用年数を設定することとした。

《耐用年数の例示》

財務省令の耐用年数			愛知県の耐用年数	
用途	細目	耐用年数	種目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年	照明装置	20年
	その他のもの	15年	通信装置	20年
排水または 衛生設備及 びガス設備	—	15年	電信装置	20年
			給水設備	25年
			排水設備	30年
昇降機設備	エレベーター	17年	昇降機	30年
	エスカレーター	15年		
自動車	—	3～6年	自動車	6～15年

なお、インフラ資産については、財務省令に定めのないものもあるが、これらの資産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」で定める処分制限期間等を参考に設定している。

(4) 仮勘定の取り扱い

建設中で未完成の施設を詳細に把握するため、事業用資産、インフラ資産毎に仮勘定を設定する。特に、1事業に対する事業スパンが長い道路などのインフラ資産においては、仮勘定の規模を算出し未供用部分を把握することが、事業の進捗管理を行ううえで重要な指標となるためである。

なお、仮勘定については、有形固定資産となるものは建設仮勘定、無形固定資産となるものは無形固定資産仮勘定として取り扱うこととする。

(5) 減損会計の適用

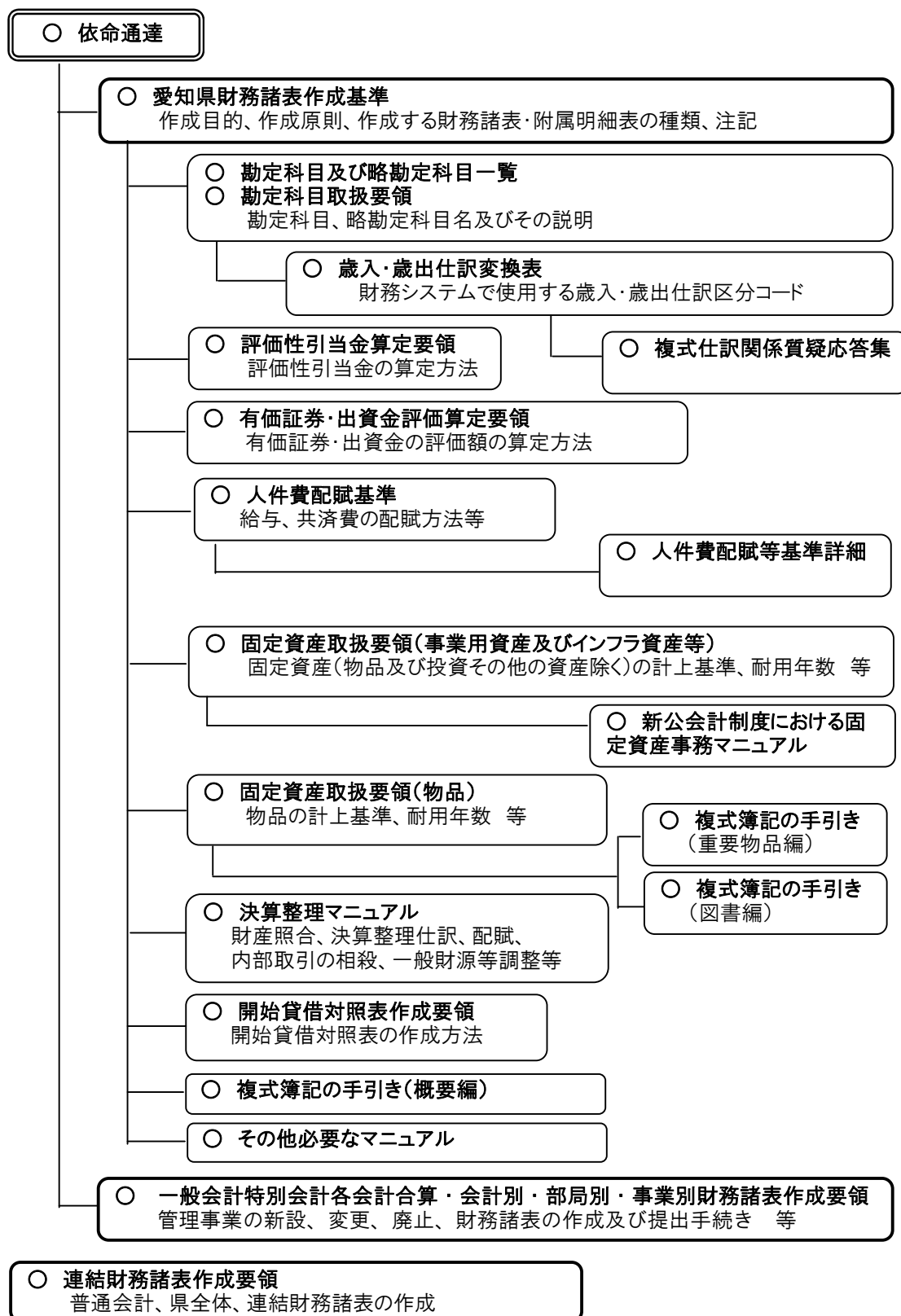
減損会計とは、資産の収益性が低下して投資額の回収を見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続きである。

本県では、事業用資産やインフラ資産においては、それらが企業活動における「収益」を生み出す資産とは異なり、県民に対して行政サービスという「便益」を与えるものであり、その便益の算出や便益に替わる指標の設定が現段階においては困難であること、当面は正確な資産評価作業に重きを置くこと等の理由により、制度導入時には減損会計の導入を見送り、引き続き導入に向けた検討を行っていく。

なお、投資及び出資金については、出資先法人の経営状況の悪化等により実質価額が著しく低下した場合は減損処理を行う。

6 会計基準等の体系

財務諸表を作成するために必要な事項を定めたものとして、愛知県財務諸表作成基準を定めるほか、次のとおり要領・マニュアル等を整備する。

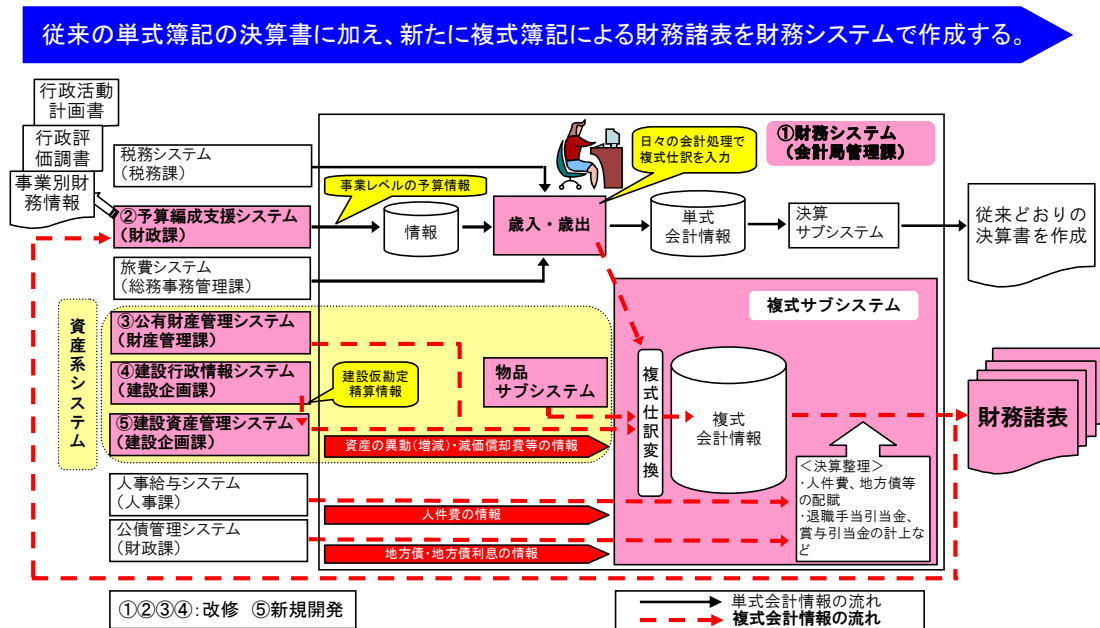


第6 会計処理

1 システムの整備

自治体の会計は、地方自治法により単式簿記・現金主義を採用しているため、新たな公会計制度の導入により、単式簿記・現金主義会計と複式簿記・発生主義会計の二つの会計処理を並行して行う必要があるが、全面的に新たなシステムを構築するのではなく、既存システムを活用しつつ、必要な機能追加等によりシステムを整備する。

《システム全体図》



(1) 財務システム

現金の収入、支出を伴う会計処理は、財務システムにより行われている。財務システムで複式仕訳を行い、会計帳簿や財務諸表を作成する機能を追加することにより、複式簿記への対応が可能である。

複式仕訳を行う仕組みとして、期末に一括で仕訳を行う方法（一括変換方式）と、日々の取引ごとに仕訳を行う方法（日々仕訳方式）とがある。一括変換方式は、財務システムの改修を加えることなく、複式変換システムを追加することでシステム対応が可能であり、日々の業務を何ら変更することなく複式簿記を導入できるというメリットがあるが、資本的支出と修繕費の区別など、システムで変換しきれない情報を決算時期にまとめて修正する必要が生じ、会計情報としての正確性に課題がある。

一方、日々仕訳方式では、日々の取引ごとに資本的支出と修繕費なども精緻に区分することが可能であり、正確な財務諸表の作成が可能となる。また、絞り込まれた仕訳区分リストの中から選択する方法とすることで、多くの取引は複式簿記の知識がなくても職員がそれほど迷うことなく仕訳を行うことが可能である。

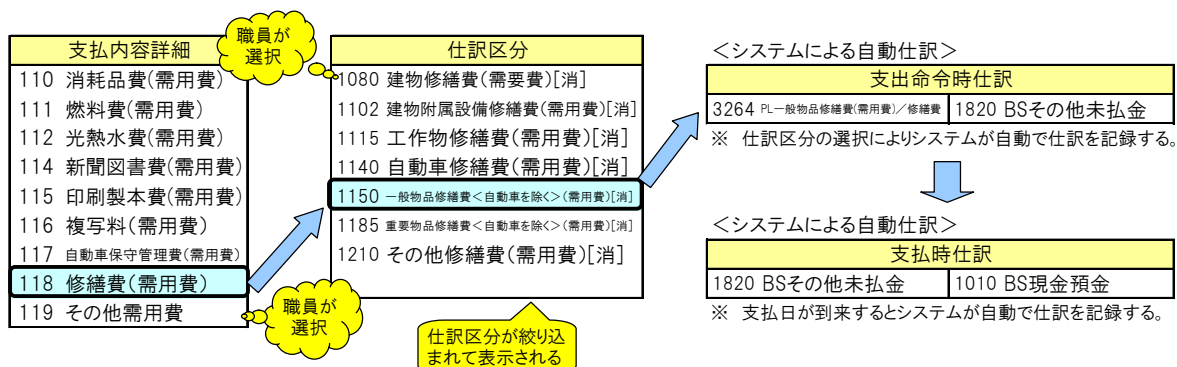
以上を踏まえ、本県ではマネジメントに有効な情報が得られるよう、財務情報の正確な把握が可能な日々仕訳方式を採用し、できるだけ職員の負担を軽減できるよう、財務

システムの改修を行うこととした。

なお、仕訳区分の絞り込みは、歳出であれば節の区分ごとにある程度絞り込んで表示することが可能であるが、資本的支出や修繕費などについても、仕訳区分をある程度絞り込めるよう、新たに予算上の経費性質別区分（消費的経費、投資的経費（公共事業・県単独事業）などの区分）の情報を予算編成支援システムから連携する。また、経費性質別区分を連携することで決算統計などの決算事務における会計情報の有用性が高まり、事務の効率化を図ることができる。

《パソコンの修理代を需用費（11節）で支出命令する際の仕訳選択例》

※ 「支払内容詳細」と「仕訳区分」を選択すると、システムが自動仕訳を行う。



(2) 予算編成支援システム

予算編成支援システムは、予算要求のための行政活動計画書を作成し、予算情報を集計・管理するためのシステムである。新たな公会計制度の導入に伴い、管理事業単位で行政活動計画書を作成する機能や、仕訳区分の絞り込みに必要な経費性質別区分情報を財務システムに連携する機能を追加する。

また、事業ごとの財務情報を一覧にした事業別財務情報を作成する機能を追加する。事業別財務情報は、過去3年の予算、決算（財務諸表）のデータを元に作成するため、財務システムから事業別財務諸表のデータを連携して作成する。

(3) 資産管理システム

複式簿記の導入により、固定資産台帳を管理するシステムが必要となる。資産を管理する既存システムとしては、財務システムの物品サブシステムと公有財産管理システムがあるが、これらのシステムに減価償却計算機能や、収入・支出を伴わない資産の異動情報を財務システムの複式サブシステムに連携する機能等を追加することで、複式簿記に対応させる。

建設部が管理する道路や河川などの土木系資産の情報は、公有財産管理システムに登録されておらず、新たに資産を把握しシステムで管理する必要があるが、公有財産管理システムは庁舎や公の施設などのように“点”で機能する資産の管理を目的として構築されており、“線”で結ばれて機能する土木系資産の情報を管理するには適していない。また、土木系資産は単年度で完成せず複数年度に渡って工事を行うものも多く、工事の

発注件数や管理する資産情報の量も膨大である。このため、膨大なデータを効率的に管理できるよう、建設部独自の既存システムである建設行政情報システムを活用して、独立したシステムを構築する。

建設行政情報システムは、工事や用地取得に係る契約・支払情報等を管理するシステムであり、資産の取得にかかった経費が登録されていることから、この情報を有効に活用し、複数年度に渡って管理が必要な建設仮勘定情報を効率的に管理し、財務システムに連携できるよう、システムを改修する。

さらに、完成した資産の膨大なデータを管理し、資産の増減情報や減価償却費を財務システムに連携するため、新たに建設資産管理システムを整備する。施設等の完成時に、建設行政情報システムで管理する建設仮勘定情報を資産管理システムに連携させることで、正確かつ効率的な資産管理を可能とするほか、資産マネジメントにおいて情報が有効に活用できるよう、将来年次に渡って資産毎の減価償却累計額を把握できる機能を建設資産管理システムに持たせる。

《資産管理システムの種類・機能》

システムの名称	管理対象資産	システムの機能等
■財務システム(物品サブシステム) <既存システム>	・物品	○ 物品を管理する既存の財務システムのサブシステム。 <追加する主な機能> ・管理する資産毎に設定した耐用年数に基づく適切な減価償却計算機能 ・受贈や除却など、収入・支出を伴わない資産の異動情報を適切に管理し、財務システムの複式サブシステムへ連携する機能
■公有財産管理システム <既存システム>	・建設部が所管する土木系資産以外の事業用資産及びインフラ資産 ・投資及び出資金等	○ 土地や建物、有価証券などの公有財産を管理する既存システム。 <追加する主な機能> ・建設仮勘定を管理する機能 ・管理する資産毎に設定した耐用年数に基づく適切な減価償却計算機能 ・受贈や除却など、収入・支出を伴わない資産の異動情報を適切に管理し、財務システムへ連携する機能
■建設行政情報システム <既存システム>	・建設部が所管する土木系資産 (事業用資産) 公園 (インフラ資産) 道路、河川、港湾、 漁港、下水等	○ 建設部が執行する工事や委託業務の予算執行、入札、契約、支払情報や、用地取得に係る契約・支払情報等を管理する既存のシステム。 <追加する主な機能> ・工事等の複数年契約に係る資産計上すべき支出について、台帳管理の単位ごとに金額を振り分け、建設仮勘定として管理する機能 ・資産取得時に、建設仮勘定の精算情報を自動的に建設資産管理システムへ連携する機能 ・契約単位ごとの支払情報を資産勘定と費用勘定に振り分け、自動的に財務システムへ連携する機能
■建設資産管理システム <新規開発>	(事業用資産) 公園 (インフラ資産) 道路、河川、港湾、 漁港、下水等	○ 建設行政情報システムから資産情報を連携し、完成した資産の情報を管理するために新たに構築するシステム。 <主な機能> ・“点”の情報を管理する公有財産管理システムとは異なり、“線”であるインフラ資産の増減情報等を、市町村単位で適切に管理する機能 ・管理する資産毎に設定した耐用年数に基づく適切な減価償却計算機能及び将来年次における減価償却シミュレーション機能 ・資産の増減情報や減価償却費を財務システムへ連携する機能

2 決算整理

(1) 決算整理の目的

財務諸表を作成するための仕訳情報については、日々の官庁会計(単式)による歳入、歳出処理時に、財務システムへ「仕訳区分」を入力することで、自動的に積み上がる(現金取引)。また、資産管理システム(公有財産管理システム、建設資産管理システム等)からは、月次で減価償却費や各種の異動に関する情報が提供され、これにより仕訳が蓄積される。

一方で、財務諸表には、各種引当金や有価証券、出資金の評価損益などいわゆる「非現金取引」も計上されることとなるため、これらの整理仕訳を決算時に追加して行う必要がある。また、人件費(給料、職員手当、共済費等)などの経費については、期中は、特定の予算科目に一括して計上されるため、適当な按分指標を選択し、期末に各事業へ配賦する必要がある。

このため、出納整理期間後等に必要となる作業が「決算整理」事務であるが、主に次の2つの事項を目的として行う。

① 決算整理仕訳の記録

引当金(退職手当引当金、不納欠損引当金、貸倒引当金等)の計上、1年基準に基づく、長期→短期(固定資産(負債)→流動資産(負債))の振替、人件費の配賦等に係る整理仕訳を記録する。

② 財務諸表の正確性の検証

先行して調製される歳入歳出決算(単式会計)との整合性を確保するため、公有財産台帳や基金、貸付金等の帳簿残高と、財務諸表の勘定残高との照合作業を行い、財務諸表の精緻化を図る。

(2) 決算整理の主な作業項目

ア 人件費・地方債の配賦

人件費や公債費は、特定の所属が一括で事務を行っており、支出時に管理事業ごとに区分することが困難であることから、決算整理において、合理的な手法により管理事業ごとに配賦する。

なお、部局の総務、人事、経理等の管理部門の経費等は、各事業に配賦し、事業のフルコストに含めるべきとの考え方もあるが、合理的な算定が困難なことから、各部局にそれぞれ管理部門の管理事業を1つ設けて一括計上する。

① 人件費配賦の考え方

人件費は、各管理事業のコストとして適切に計上するため、決算整理時に配賦を行う。配賦の考え方は、支給実績の平均単価に管理事業毎の従事人員を乗じて算定するなど、合理的な方法で行う。なお、職員給与のうち時間外勤務手当については、

従事職員の実績時間数に応じて配賦を行う。

② 地方債配賦の考え方

資産形成のために発行した建設地方債については、資産と負債のバランスや、世代間の負担の衡平性を明らかにするため、資産を計上する管理事業の貸借対照表に計上する。

地方財政制度上、財源対策的性格を有する臨時財政対策債や減収補てん債特例分などは、資産形成につながらない地方債であり、その実態を明らかにするため、各管理事業に配賦せず、財政課所管の管理事業の貸借対照表に全額計上する。

支払利息、発行手数料、発行差金については、各地方債を計上する管理事業の行政コスト計算書に計上し、地方債借り入れに係るコストを明らかにする。

イ 引当金の計上

退職手当引当金や賞与引当金は、職員給与と同様に管理事業毎の従事人員で按分して配賦する。不納欠損引当金及び貸倒引当金は、過去の不納欠損や貸し倒れの実績率を基に算定する。

ウ 資産の照合

事業用資産、インフラ資産、物品等の固定資産は、基本的には財務システムの複式仕訳に基づき勘定残高が積み上がるが、これらの勘定残高と資産管理システムの金額は、本来一致しなければならない。しかしながら、両システムは別々に運用されている上、多くの場合入力する担当者も異なるため、いずれかのシステムでの登録漏れや入力誤り等に起因する、両者の不一致の発生が想定される。このため、不一致が発生していないか確認するため、両システムの残高を相互に照合する必要がある。

インフラ資産などでは、工事の発注件数が膨大なものもあり、期末の決算整理時にまとめて照合作業を行う場合、差異の原因の特定に膨大な労力を要し、公表時期の遅れにつながる恐れがあることから、資産の照合作業は月次で行うこととする。

《決算整理事務の分担表》

項目	決算整理事務を行う所属					作業時期	
	会計局	財政課	人事課等	主管課	主務課等	年次	月次
	報告データに基づき財務システムで配賦データを作成・計上	地方債残高、利息等の配賦額の算定	引当金の算定	事業毎の従事人員の報告	引当金の算定、財産照合		
(1) 配賦							
地方債	○	○				○	
人件費	○			○		○	
(2) 引当金の計上							
不納欠損引当金					○	○	
貸倒引当金					○	○	
投資損失引当金					○	○	
賞与引当金	○		○	○		○	
退職手当引当金	○		○	○		○	
(3) 資産の照合					○		○

第7 今後の取り組み課題

1 管理職員のマネジメント力の強化

新公会計制度の導入により、有益な財務情報が得られるようになり、財務情報を活用したマネジメントが可能となるが、実際にマネジメントを実行する部局長・所属長が財務情報を理解し、活用できなければ、全庁的な取り組みの進展が期待できない。

部局長、所属長を始めとした管理職員が率先して財務諸表の理解に努め、財務諸表から得られる情報を活用した施策の見直しや改善に意欲的に取り組むことが重要である。

さらに、事業遂行に当たっての数値目標を適切に設定し、目標達成に向けた進行管理を的確に行うことで、職員の「やる気」を引き出し、志気を高めていくことも重要であり、管理職員の目標管理能力を強化していく必要がある。

2 資産マネジメントの実践手法の具体化

土地や建物などの資産については、これまで数量管理が中心であり、金額情報が把握されていないものも多く、新たな公会計制度の導入に必要な固定資産台帳を整備するため、膨大な資産の評価作業に取り組んでいる。今後は全ての資産をシステムで管理し、償却資産については実態を加味した耐用年数の設定に基づき減価償却計算が行われる。

こうした固定資産台帳の整備により、施設毎の老朽度合いの把握や将来の更新需要といった資産マネジメントに有益な情報が得られるようになるが、固定資産台帳や財務諸表から得られる情報は客観的な指標の一つであり、資産マネジメントを実践していくうえでは、利用実態など多くの判断材料を基に総合的に検証を行っていく必要がある。資産情報をどのように活用し、どのような計画を立案し実施していくかという実務運用の視点に立った検討を行っていく必要がある。

さらに、県資産を経営資源と考え、経営的な視点で資産を総合的に企画・管理・活用する資産マネジメントに取り組むことが中長期的な課題と考えられる。

3 新たな公会計制度の普及

平成25年度から本県独自の新たな公会計制度を導入し、行政評価や予算編成といったマネジメントプロセスの一体改革に取り組むこととした。財務諸表から得られる情報を活用して行政評価を行い、事業の見直しや改善につなげ、予算編成に反映していくというPDCAサイクルの仕組みを確立するものであるが、これらの取り組みが行財政の効率化・適正化につながるよう、マネジメントを実践していかなければならない。

全国的にも行財政改革のための様々な取り組みが行われているが、他の自治体と相互に財務情報を比較することが可能となれば、財務諸表がより有用なツールとなる。このため、本県が成果を着実に積み重ね、全国に発信していくことで、結果として多くの自治体で同様な取り組みが始まり、制度の標準化につながることを望まれる。

このような取り組みには、より多くの自治体の共同した取り組みが不可欠であることから、平成23年12月に設置された「新公会計制度普及促進連絡会議」の構成団体と一体となり、より多くの成功事例、成果を発信できるよう、着実に取り組みを進めていく。

【新公会計制度普及促進連絡会議(平成23年12月設置)】

設置目的:①新公会計制度の導入目的、プロセスの情報交換

②普及啓発に向けた共同取組

構 成 員:東京都、新潟県、愛知県、大阪府、大阪市、町田市、東京都江戸川区

開催状況:第1回:平成23年12月26日 第2回:平成24年6月4日

第3回:平成25年1月24日